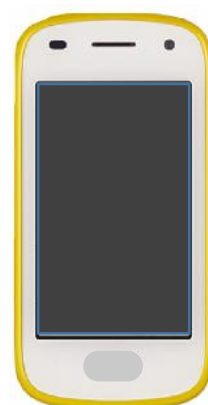
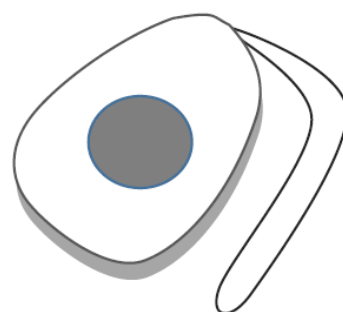
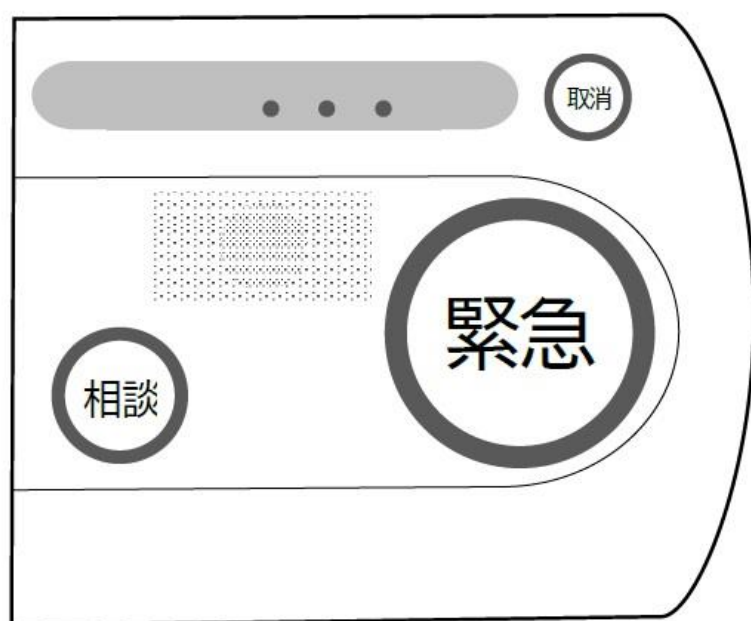


京田辺市

独居高齢者等24時間安心見守り事業 ご利用の手引き



京田辺市健康福祉部高齢者支援課

1 サービスについて

在宅のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、次の緊急通報装置を貸与し、以下のサービスを行います。これらの装置はご自宅の中でのみご利用いただけます。

固定電話回線をお持ちの方…緊急通報装置とペンダント型無線送信機
携帯電話回線のみをお持ちの方…携帯型緊急通報装置

- 緊急時の救急要請（図中①→②→③の順）

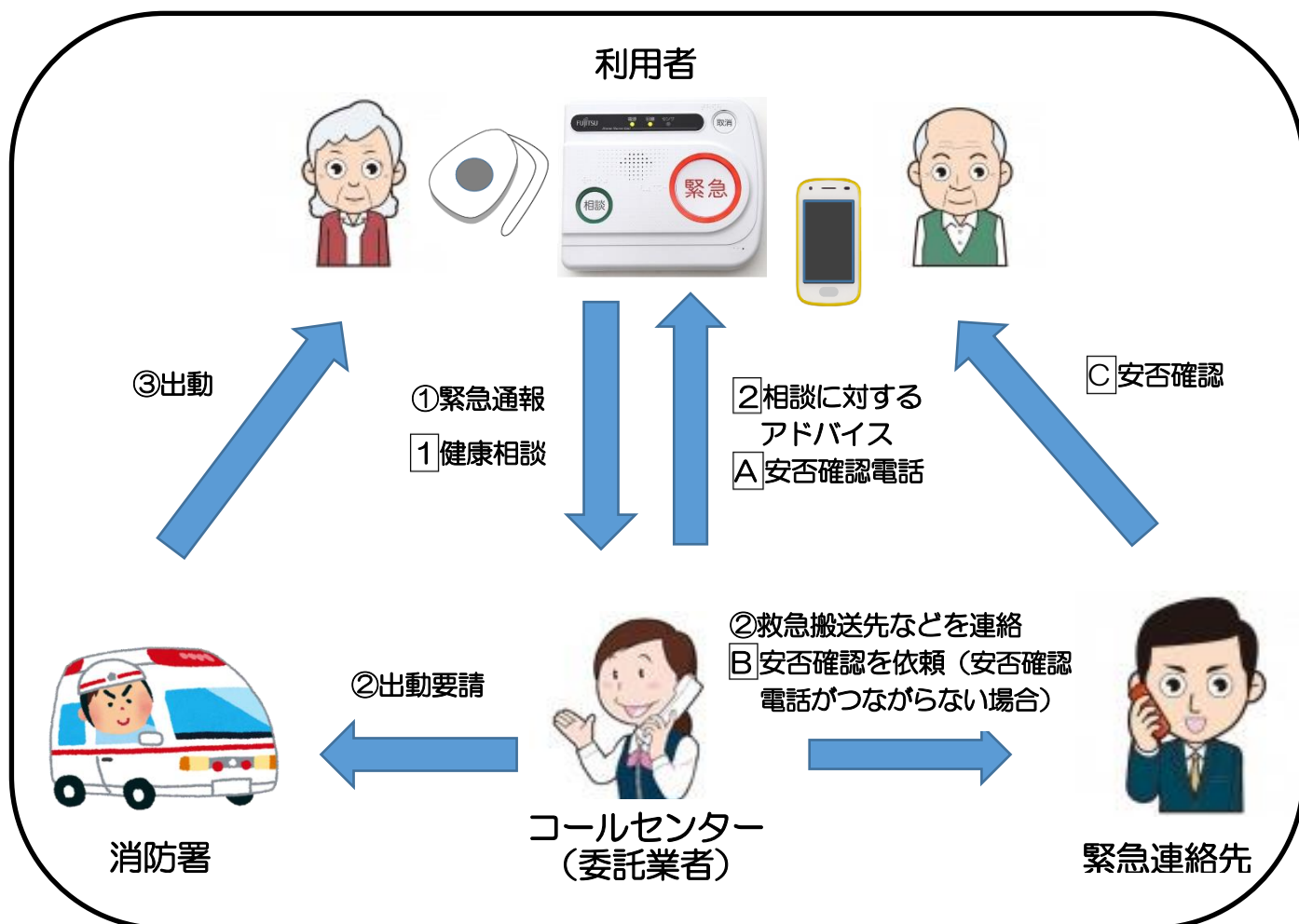
急に身体の具合が悪くなったときなどに、消防署へ出動要請をします。

- 健康相談（図中①→②の順）

365日24時間体制で健康相談を受け付け、看護師等の専門職がアドバイスをを行います。

- 安否確認（図中A→B→Cの順）

1か月に1回コールセンターから安否確認のためにお電話があります。



※ これらのサービスは業者への委託により実施します。

委託先業者：ALSOK あんしんケアサポート株式会社（令和5年7月1日現在）

2 対象者

京田辺市に住所を有し、世帯員に市税の滞納がなく、固定電話または携帯電話回線を保有し、以下のいずれかに該当する在宅の独居または高齢者世帯の方。なお、緊急連絡先となる方が少なくとも1名必要です（最大で3名登録可能）。連絡先の方がいない場合はご相談ください。

- ① 85歳以上で、疾病がある方
- ② 75歳以上で、同一敷地内に65歳未満の方が居住しておらず、疾病がある方
- ③ 65歳以上で、同一敷地内に65歳未満の方が居住しておらず、心疾患、脳血管疾患、呼吸機能障害による呼吸困難、てんかん等の発作を誘発する可能性のある疾病がある方

3 申請書類について

①利用申請書

②利用同意書

以下の全ての項目への同意が必要です。

- ・ 世帯の市税納税状況や申請内容等に関する調査について
- ・ 事業実施に必要な機関への個人情報の提供について
- ・ 停電時等は緊急通報装置が利用できないことについて
- ・ 緊急車両出動時の建物の破壊、その後の修繕について

③緊急連絡先登録同意書

緊急連絡先に登録される方お一人につき1枚同意書の提出が必要です。また、登録にあたり、以下の全ての項目への同意が必要です。

- ・ 緊急時や利用者と連絡が取れない場合等に連絡を受け、利用者の安否確認その他の援助を行うことについて
- ・ 関係機関への住所・氏名・連絡先等の情報の提供について
- ・ 登録内容の変更や緊急連絡先の解除の場合の連絡について

④診断書など疾病があることが分かる書類※

※65歳以上75歳未満で、発作を誘発する可能性のある疾病をお持ちの方のみ提出が必要です。

4 ご利用までの流れ

- ① 高齢者支援課に申請書類一式を提出します。
(提出書類については「3 申請書類について」をご覧ください。)
- ② 日程調整の上、市職員が面接に伺います。
(健康状態や普段の生活の様子をお伺いします。また、救急車の出動時に備えて、ご自宅の間取り図を記録します。)
- ③ 審査後、市から利用決定(不承認)通知書が届きます。
- ④ 委託先の設置業者から連絡がありますので、日程調整の上、緊急通報装置を設置します。

5 市への届出が必要なとき

以下に該当する場合は利用異動届を提出してください。

- ・ 対象者の要件に該当しなくなった等のため、装置の利用を終了するとき
- ・ 入院等により3か月以上不在になることが判明したとき
- ・ 利用者が緊急通報装置を操作できなくなったとき
- ・ 申請内容や利用状況等に変更があったとき

6 利用に際しての注意事項

- ・ 緊急通報装置の利用を終了する際は装置を返却してください。窓口への持ち込みが難しい場合はご相談ください。
- ・ 機器を破損・紛失したときの費用は利用者負担となります。
- ・ 電話回線の移設や回線種別の変更等、利用者の都合による緊急通報装置設置変更に係る費用は利用者負担となります。
- ・ 緊急車両出動時に建物を破壊することがありますが、その際には利用者によって修繕の手配をしていただくこととなります。また、修繕に係る費用は利用者負担となります。

7 問い合わせ先

京田辺市役所 健康福祉部 高齢者支援課

TEL: 0774-63-1307

FAX: 0774-63-5777